

ポリ塩化アルミニウム（PAC）購入仕様書

第1条 購入品目 ポリ塩化アルミニウム（PAC）

第2条 品質の規格及び仕様

- (1) 購入品は、公益社団法人日本水道協会（JWWA）の認証品とし、日本水道協会規格（JWWA K 154:2016）に定める品質に適合すること。ただし、納入品は、塩基度が60%から75%までであること。
- (2) 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）別表第1に記載される基準に適合していること。
- (3) 九頭竜浄水場での通常の保管状態（貯蔵槽、室温での保管）において、4か月間沈殿等が発生しないこと。
- (4) 薬品の製造者は、常に納入可能な量を確保しているものとし、緊急時等においても安定供給が可能であること。
- (5) 参考品
 - ①大明化学工業㈱ タイパック6010
 - ②㈱北陸化成工業所 PAC615S同等品以上で入札する場合は、入札開始日の14日前までに「同等品確認書」にサンプル、他水道事業体への納入実績（令和7年度分）、JWWA規格の分析表及び水道用薬品検査成績表（40項目）を添付して第7条第3号の担当課に提出し、検査を受け承認を得ること。

第3条 購入予定量 285,600 kg

入札額は、1kg 当たりの単価（消費税を除く。）で記入すること。

第4条 納入場所 福井市北野下町21-35 九頭竜浄水場（受入口 口径50A）

第5条 契約期間 契約日～令和9年3月31日

第6条 納入条件

- (1) 原則として、製造工場が納入場所の200 km圏内にあり、発注日より3日以内に納入できること。
- (2) 受注者は、発注者の指示により定められた量を、定められた日時に納入すること。
- (3) 運搬用タンクは、必ず水道用ポリ塩化アルミニウム専用タンクを使用すること。
- (4) 受注者は、納入の都度、メーカーのロット番号入りの納品書及び当該ロットの成分分析表（次に掲げる品質基準に適合していること。）を提出し、発注者の検収を受けること。

項 目	品 質
外観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重	1.19 以上
酸化アルミニウム(Al ₂ O ₃) wt%	10.0 ～ 11.0
塩基度 wt%	60 ～ 75
pH 値(10g/L 溶液)	3.5 ～ 5.0
硫酸イオン(SO ₄ ²⁻) wt%	3.5 以下

- (5) 納入は、発注者の立会いのもとで行うこと。納入品が規格に適合しない場合は、受注者は直ちに貯蔵槽内等全量を適合品と交換すること。
- (6) 納入品が、本仕様に適さないと判断した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (7) 納入品については当局浄水管理事務所水質管理係において、随時品質の確認検査を行うが、確認検査の結果、本仕様に適合しない場合、事前検査におけるサンプル品と著しく異なる場合又は納入浄水場の浄水処理工程等に支障をきたした場合は、協議の上、納入メーカーを変更できるものとする。

第7条 提出書類等

- (1) 受注者は、納入品が第2条第1号及び第2号に適合していることを証明するため、公的検査機関又は計量証明機関等による検査成績書（3か月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。日本水道協会認証薬品である場合は、それを証明する認証登録証の写しを提出すること。
- (2) 受注者は、次に掲げる事項を記載した納入計画等通知書（様式第1参照）を1部提出すること。なお、内容に変更が生じたときは、速やかに納入変更通知書を提出すること。
- ア 代理店証明書（写しは不可）
 - イ 納入責任者
 - ウ 薬品の製造業者及び製造工場（所在地を記載すること。）
 - エ 運送業者及び使用車両
 - オ 公認計量者（はかりの検定または定期検査の合格証明書を添付すること。）
 - カ 製造工場から当局までの輸送ルートと経過日数
 - キ 契約期間内の休日予定表
 - ク 連絡体制表
 - ケ 安全データシート
 - コ 災害時の対応（工場等が被災した場合の納入計画が分かるもの）
- (3) 提出書類は契約締結後速やかに下記に提出し確認を受けること。

福井市上下水道局事業部水道施設課浄水管理事務所
福井市北野下町21-35
電話 0776-54-5566

第8条 損害賠償

受注者は、この仕様の履行にあたり、受注者の責任に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

第9条 災害時等の対応

地震等の災害時、緊急時には、当局の求めるところにより、受注者のみならず、製造業者及び運送業者を含めた納入体制を築き、迅速な納入に努めること。

第10条 その他

本仕様に疑義を生じた場合は、協議の上、決定することとする。

(様式第1)

納入計画等（変更）通知書

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 様

住所
受注者
氏名 ㊞

令和 年 月 日付で契約を締結した次の薬品の納入については、下記のとおり実施いたしますので、通知いたします。

薬品名
契約年月日 令和 年 月 日
契約単価 円（左の額は消費税及び地方消費税を除いた金額）
契約期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

記

1. 納入責任者

納入代理店名	
代表者名	
所在地及び連絡先	(TEL)

2. 薬品の製造業者

製造業者名	
所在地及び連絡先	(TEL)
製造工場所在地	
添付書類等	無 ・ 有（書類名）

3. 運送業者

運送業者名	
所在地及び連絡先	(TEL)
使用車両	
添付書類等	無 ・ 有（書類名）

4. 公認計量者

業者名	
所在地及び連絡先	(TEL)
添付書類等	計量証明事業登録証写し ・ その他証明書写し

5. 製造工場から当局までの輸送ルートと経過日数

別紙による

6. 契約期間内の休日予定表

別紙による

7. 連絡体制表

別紙による（受注者、薬品製造業者、運送業者等）

8. 安全データシート

別紙による

9. 災害時の対応

別紙による

水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）購入仕様書

第 1 条 購入品目 水酸化ナトリウム(20wt%)

第 2 条 品質の規格及び仕様

- (1) 購入品は、日本水道協会規格（JWWA K 122:2005）に定める品質に適合すること。
ただし、水酸化ナトリウム濃度は20wt%以上22wt%以下であること。
- (2) 「水道施設の技術的基準を定める省令（最終改正：平成26年2月28日省令第15号）」に掲げられている別表第 1 に関する基準に適合していること。
- (3) 下記メーカーの製品であること。
 - ・ 株日吉
 - ・ 南海化学株

第 3 条 購入予定量 約 1 , 2 6 5 k g （固形換算値）
見積額は、1 k g 当たりの単価（税抜）及び総額で記入すること。

第 4 条 契約期間 契約日～令和 8 年 5 月 1 5 日

第 5 条 納入場所 福井市北野下町21-35 九頭竜浄水場（受入口 口径50A）

第 6 条 納入条件

- (1) 原則として、発注後 3 日以内に納入できること。
- (2) 受注者は、発注者の指示により定められた量を、定められた日時に納入すること。
- (3) 運搬用タンクは、必ず水酸化ナトリウム専用タンクを使用すること。
- (4) 受注者は、納入の都度、メーカーのロット番号入りの納品書、及び当該ロットの成分分析表（下記表に適合していること）を提出し、発注者の検収を受けること。なお、工場出荷後、希釈等を行った場合は、希釈後の成分分析表（下記表に適合していること）も提出すること。

項 目	品 質
外観	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム (NaOH) wt%	20 ~ 22
塩化ナトリウム (NaCl) wt%	1.5 以下

- (5) 納入は、発注者の立ち会いのもとで行うこと。納入品が、水酸化ナトリウム濃度が20wt%以上22wt%以下でない場合、または規格に適合しない場合は、受注者は直ちに貯蔵槽内等全量を適合品と交換すること。
- (6) 納入品については、当局浄水管理事務所水質管理係において、随時品質の確認検査を行うが、確認検査の結果、本仕様に適合しない場合、または納入浄水場の浄水処理工程等に支障をきたした場合は、協議の上、納入メーカーを変更できるものとする。

第7条 提出書類等

- (1) 受注者は、納入品が第2条第1号及び第2号に適合していることを証明するため、公的検査機関もしくは計量証明機関等による検査成績書(6ヶ月以内に発行されたものに限る)を契約締結時に提出すること。
- (2) 受注者は、以下の内容を記載した納入計画等通知書(様式第1参照)を1部提出すること。なお、内容に変更が生じたときは、すみやかに納入変更通知書を提出すること。
1. 代理店証明書(写しは不可)
 2. 納入責任者
 3. 薬品の製造業者及び製造工場(所在地を記載すること)
 4. 運送業者及び使用車両
 5. 公認計量者(はかりの検定または定期検査の合格証明書を添付すること)
 6. 製造工場から当局までの輸送ルートと経過日数
 7. 契約期間内の休日予定表
 8. 連絡体制表
 9. 安全データシート
 10. 災害時の対応(工場等が被災した場合の納入計画が分かるもの)
- (3) 提出書類は契約締結後すみやかに下記に提出し確認を受けること。

福井市上下水道局 浄水管理事務所 水質管理係

福井市北野下町21-35

TEL : 0776 - 54 - 5566

第8条 損害賠償

受注者は、この仕様の履行にあたり、受注者の責任に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

第9条 災害時等の対応

地震等の災害時、緊急時には、当局の求めるところにより、受注者のみならず、製造業者及び運送業者を含めた納入体制を築き、迅速な納入に努めること。

第10条 その他

本仕様に疑義を生じた場合は、協議の上、決定することとする。

【担当課】

浄水管理事務所 担当者：

TEL：0776-54-5566 FAX：0776-54-3864

(様式第1)

納入計画等(変更)通知書

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 様

住所
受注者
氏名

令和 年 月 日付で契約を締結した次の薬品の納入については、下記のとおり実施いたしますので、通知いたします。

薬品名
契約年月日 令和 年 月 日
契約単価 円(左の額は消費税及び地方消費税を除いた金額)
契約期間 令和 年 月 日~令和 年 月 日

記

1. 納入責任者

納入代理店名	
代表者名	
所在地及び連絡先	(TEL)

2. 薬品の製造業者

製造業者名	
所在地及び連絡先	(TEL)
製造工場所在地	
添付書類等	無 ・ 有 (書類名)

3. 運送業者

運送業者名	
所在地及び連絡先	(TEL)
使用車両	
添付書類等	無 ・ 有 (書類名)

4. 公認計量者

業者名	
所在地及び連絡先	(TEL)
添付書類等	計量証明事業登録証写し ・ その他証明書写し

5. 製造工場から当局までの輸送ルートと経過日数

別紙による

6. 契約期間内の休日予定表

別紙による

7. 連絡体制表

別紙による(受注者、薬品製造業者、運送業者等)

8. 安全データシート

別紙による

9. 災害時の対応(工場等が被災した場合の納入計画が分かるもの)

別紙のとおり

令和8年度 次亜塩素酸ナトリウム（10m3ローリー用）購入仕様書

第1条 購入品目 次亜塩素酸ナトリウム

第2条 品質の規格及び仕様

- (1) 購入品は、日本水道協会規格（JWWA K 120:2008-2）の品質1級又は同等以上のものとする。ただし、有効塩素濃度は、12%以上であり低食塩製（4%以下）であること。
- (2) 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）別表第1に記載する基準に適合していること。
- (3) 参考品
 - ①東ソー(株) 低塩次亜塩素酸ナトリウム
 - ②南海化学(株) 水道用次亜塩素酸ナトリウム同等品以上で入札する場合は、入札開始日の14日前までに「同等品確認書」にサンプル、他水道事業者への納入実績（令和7年度分）、JWWA規格の分析表及び水道用薬品検査成績表（40項目）を添付して第7条第3号の担当課に提出し、検査を受け承認を得ること。

第3条 購入予定量 217,300 kg

入札額は、1kg当たりの単価（消費税を除く。）で記入すること。

第4条 納入場所 福井市北野下町21-35 九頭竜浄水場（受入口 口径50A）

第5条 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

第6条 納入条件

- (1) 原則として、発注日より3日以内に納入できること。
- (2) 受注者は、発注者の指示により定められた量を、定められた日時に納入すること。
- (3) 納入には、10m3ローリー車を使用すること。また、運搬用タンクは、必ず次亜塩素酸ナトリウム専用タンクを使用すること。
- (4) 受注者は、納入の都度、メーカーのロット番号入りの納品書及び当該ロットの成分分析表（次に掲げる品質基準に適合していること。）を提出し、発注者の検収を受けること。

項目	品質
外観	淡黄色の透明な液体
有効塩素濃度 %	12.0以上
遊離アルカリ %	2以下

密度（比重）（20℃）	%	1.16 以下
臭素酸	mg/kg	50 以下
塩素酸	mg/kg	4,000 以下
塩化ナトリウム	%	4.0 以下

- (5) 納入は、発注者の立会いのもとで行うこと。納入品が、第2条に掲げる規格に適合しない場合は、受注者は直ちに貯蔵槽内等全量を適合品と交換すること。
- (6) 納入品が、本仕様に適さないと判断した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (7) 納入品については当局浄水管理事務所水質管理係において、随時品質の確認検査を行うが、確認検査の結果、本仕様に適合しない場合、事前検査におけるサンプル品と著しく異なる場合又は納入浄水場の浄水処理工程等に支障をきたした場合は協議の上、納入メーカーを変更できるものとする。

第7条 提出書類等

- (1) 受注者は、納入品が第2条第1号及び第2号に適合していることを証明するため、公的検査機関又は計量証明機関等による検査成績書（3か月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。日本水道協会認証薬品である場合は、それを証明する認証登録証の写しを提出すること。
- (2) 受注者は、次に掲げる内容を記載した納入計画等通知書（様式第1参照）を1部提出すること。なお、内容に変更が生じたときは、速やかに納入変更通知書を提出すること。
- ア 代理店証明書（写しは不可）
 - イ 納入責任者
 - ウ 薬品の製造業者及び製造工場（所在地を記載すること。）
 - エ 運送業者及び使用車両
 - オ 製造工場から当局までの輸送ルートと経過日数
 - カ 公認計量者（はかりの検定又は定期検査の合格証明書を添付すること。）
 - キ 契約期間内の休日予定表
 - ク 連絡体制表
 - ケ 安全データシート
 - コ 災害時の対応
- (3) 提出書類は、契約締結後速やかに次に掲げる担当課に提出し確認を受けること。

福井市上下水道局事業部水道施設課浄水管理事務所
福井市北野下町21-35
電話 0776-54-5566

第8条 損害賠償

受注者は、この仕様の履行にあたり、受注者の責任に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

第9条 災害時等の対応

地震等の災害時、緊急時には、当局の求めるところにより、受注者のみならず、製造業者及び運送業者を含めた納入体制を築き、迅速な納入に努めること。

第10条 その他

本仕様に疑義を生じた場合は、協議の上、決定することとする。

(様式第1)

納入計画等（変更）通知書

令和 年 月 日

福井市上下水道事業管理者 様

住所
受注者
氏名 ⑩

令和 年 月 日付で契約を締結した次の薬品の納入については、下記のとおり実施いたしますので、通知いたします。

薬品名

契約年月日 令和 年 月 日

契約単価 円（左の額は消費税及び地方消費税を除いた金額）

契約期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

記

1. 納入責任者

納入代理店名	
代表者名	
所在地及び連絡先	(TEL)

2. 薬品の製造業者

製造業者名	
所在地及び連絡先	(TEL)
製造工場所在地	
添付書類等	無 ・ 有（書類名）

3. 運送業者

運送業者名	
所在地及び連絡先	(TEL)
使用車両	
添付書類等	無 ・ 有（書類名）

4. 公認計量者

業者名	
所在地及び連絡先	(TEL)
添付書類等	計量証明事業登録証写し ・ その他証明書写し

5. 製造工場から当局までの輸送ルートと経過日数

別紙による

6. 契約期間内の休日予定表

別紙による

7. 連絡体制表

別紙による（受注者、薬品製造業者、運送業者等）

8. 安全データシート

別紙による

9. 災害時の対応

別紙による